

「和食」と地域食文化継承推進事業 [新規]

【212（一）百万円】

対策のポイント

「和食」の保護・継承や第3次食育基本計画の推進を図るため、効果的な時機を捉え「和食」の普及活動や情報発信を実施するとともに、地域の食文化の魅力の再発見につながる食育活動を支援します。

<背景／課題>

- ・平成25年12月にユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」を今後、国民全体で保護・継承していくことが必要であるとともに、近年の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要です。
- ・また、平成28年3月に策定される第3次食育推進基本計画に掲げられる食文化の継承等を意識した食育の推進等の重点課題の解決に向け、取組を強化することが必要です。

政策目標

第3次食育推進基本計画の重点課題（食文化の継承等）に係る目標の達成

<主な内容>

1. 「和食」の保護・継承事業

103（一）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動として、食習慣を変えることに抵抗感が少ない層（幼少期、育児世代等）に、「和食」の普及活動を効果的に実施します。

また、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信することで、国民に食生活の見直し等を促し、「和食」の継承を図ります。

（委託費）
委託先：民間団体

2. 地域食文化魅力再発見食育推進事業

109（一）百万円

郷土料理等の地域の食の魅力の再発見や地域における日本型食生活の普及等を促すため、生産者や食品企業等、地域の関係者が一体となって取り組む、地域における食育活動を企画・調整する専門的人材の育成や、食育を通じて地域の食の普及を図る展示会・交流会・調理体験等の実施を支援します。

（補助率：1／2以内）
事業実施主体：関係団体等で構成する協議会等

<各省との連携>

- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、「和食」の保護・継承を連携して推進

（お問い合わせ先：食料産業局食文化・市場開拓課（03-3502-5516））

「和食」と地域食文化継承推進事業

【平成28年度予算額 212(一)百万円】

第3次食育推進基本計画を踏まえ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を次世代に継承していくための取組及び地域の食文化の魅力の再発見や日本型食生活の実践を地域の消費者に促す取組等を支援

現状と課題

- 食が多様化する中で、家庭の食生活を一過性ではなく、継続的に和食化し、「和食」を継承していくには、これまで以上に食生活を形成・転換するキッカケのある「時期」にある人々をターゲットにする必要。
- 第3次食育推進基本計画に掲げられる食文化の継承等の重点課題の解決に向けた取組を強化する必要がある。
- また、地域ごとに特色のある食文化の継承等に向け、地域の関係者が一体となった食育活動を支援する必要。

平成28年度事業

「和食」継承事業(委託事業)

次世代継承型の食育活動として幼少期の子ども、育児ママ等、食習慣を変えらることに抵抗感が少ないライフステージにある者に対し、「和食」に慣れ親しみ、食生活の和食化を促す集中的な「和食」の普及活動を実施。

幼少期 ▶ 青年期 ▶ 壮年期 ▶ 老年期

【食生活形成期】

- ・幼児が味覚の形成期に「和食」に慣れ親しむことで和食好きとなる。
- ・学校給食で和食を提供することで和食を食べる食習慣が形成される。



【育児期】

子どもの健康への影響を考え、食習慣への関心が生まれる。



「和食」情報発信事業(委託事業)

メディア等と連携して和食の魅力等を効果的に発信して、和食の保護・継承に向けた国民運動の醸成を図る。



連携

食生活、食習慣を変える手法の共有
地域の郷土料理、伝統野菜等の情報を効果的に配信 など

地域食文化魅力再発見食育推進事業(補助事業)

郷土料理や伝統野菜等の魅力の再発見や日本型食生活の実践を促すため、生産者や地域の食品企業等を巻き込み、地域一体となった食育活動を支援する。

- ・展示会や交流会、食育推進リーダーの育成、農林漁業体験活動 など



「和食」の次世代への継承・地域における食育の推進

和食資源等をフル活用した地方創生と国産農林水産物の需要拡大